

ID: 103

担当部署: 人権推進課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町老人憩の家条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第107号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第6条 施設の利用を希望する者は、管理受託者に利用申込みを行い、許可を受けなければならない。ただし、町が利用する場合は、この限りでない。			
2 利用者は、施設の利用に当たっては、管理受託者の指示に従い、善良な管理のもとに利用しなければならない。			
3 利用者が施設に損傷その他の損害を与えたときは、その損害額相当の金額を管理受託者に支払わなければならない。			
4 利用時間は、原則として午前7時から午後10時までの間とする。ただし、管理受託者が必要と認めたときは、この限りでない。			
【基準】			
根拠条文、第5条、第7条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(利用者の範囲)			
第5条 施設の利用者は、原則として60歳以上の者とする。			
2 管理受託者において、前項以外の者で特に認めた場合においては、利用させることができる。			
(利用の制限)			
第7条 管理受託者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者			
(2) その他不相当と認められる者			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日